解散公告（第三回）

当法人は、平成二十五年十一月二十五日開催の社員総会の決議により平成二十五年十一月三十日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十五年十二月十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十二月二十七日

北海道久遠郡せたな町北檜山区徳島八番地一
社団法人北部檜山医師会
代表清算人　本郷　友徳

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十五年十二月一日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年十二月二十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十二月二十七日

埼玉県さいたま市浦和区高砂四丁目三番一五号
社団法人埼玉県水道協会
代表清算人　加藤　嘉郎

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十五年十一月二十一日社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十五年十二月二十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十二月二十七日

東京都新宿区矢来町六五番地宗教法人「日本聖公会」内
池袋福音教師社団
代表清算人　高地　敬

解散公告（第三回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十五年十一月三十日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年十二月二十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十二月二十七日

東京都墨田区江東橋三丁目九番七号
財団法人穂積社会事業財団
清算人　森嶋　康長

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十五年十二月一日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十五年十二月二十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十二月二十七日

東京都千代田区丸の内三丁目二番二号
財団法人伊勢神宮式年遷宮奉賛会
代表清算人　小串　和夫

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十五年十一月二十二日開催の臨時総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年十二月二十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十二月二十七日

石川県金沢市尾山町六番四〇号
社団法人石川県私学連合会
代表清算人　加藤　晃

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十五年十月十一日開催の評議員会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年十二月二十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十二月二十七日

石川県金沢市鞍月東一丁目九番地
財団法人東洋医学臨床研究所
代表清算人　川尾　邦明

解散公告（第三回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十五年十二月二十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年十二月十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十二月二十七日

京都府城陽市富野北垣内五二番地の六
財団法人南京信平田佐吉財団
代表清算人　大西　修

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十五年十二月一日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年十二月二十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十二月二十七日

京都市下京区河原町通五条上る西橋詰町七四三番地　シャリマー河原町六階
財団法人京都スポーツ振興会
代表清算人　山本　浩三

解散公告（第三回）

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十五年十二月十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十二月二十七日

大阪市中央区谷町一丁目七番三号天満橋千代田ビル三階
社団法人大阪司厨士協会
代表清算人　宮川　榮治

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十五年十一月十九日開催の責任役員会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年十二月二十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十二月二十七日

和歌山県海南市原野四七五番地
宗教法人大日寺
清算人　田原　隆彦

解散公告（第三回）

当組合は、平成二十五年十月二十一日開催の総会の決議により解散したので、当組合に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十五年十二月二十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十二月二十七日

福岡県朝倉郡筑前町曽根田四七二番地一
曽根田生産森林組合
代表清算人　楠田　正人

解散公告（第三回）

当法人は、存続期間満了により、平成二十五年十月三十一日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十五年十二月二十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十二月二十七日

佐賀県唐津市原一一一六番地
財団法人松浦河畔開発公社
清算人　世戸　政明

解散公告（第三回）

当法人は、寄附行為第二十九条の規定による存続期間の満了により、平成二十五年十一月三十日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年十二月二十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十二月二十七日

長崎県東彼杵郡川棚町石木郷一九五番地一
財団法人石木ダム地域振興対策基金
代表清算人　石塚　孝

解散公告（第三回）

当組合は、平成二十五年十二月四日開催の臨時大会の決議により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年十二月二十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十二月二十七日

長崎県長崎市飽の浦町一番六一号
全国一般労働組合長崎地方本部長崎連帯
支部
清算人　城尾　和孝

解散公告（第三回）

当組合は、平成二十五年十二月四日開催の臨時大会の決議により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年十二月二十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十二月二十七日

長崎県長崎市飽の浦町一番六一号
全国一般労働組合長崎地方本部長崎連帯
支部長崎造船分会　清算人　吉川　幸雄